

千葉県告示第203号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和3年3月26日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年3月26日

千葉市長 神谷俊一

路線名	供用開始区間	供用開始期日
市道 浜野町6号線	中央区浜野町1025番549 から 中央区浜野町1025番602 まで	令和3年3月26日